

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告示
 肥料の登録(六〇三・水田総合利用課)……………1

平成十八年度家畜人工授精師養成講習会の実施(六〇四・農畜産振興課)……………1
 第三十五回採石業務管理者試験の実施(六〇五・資源エネルギー課)……………1
 道路区域の変更(六〇六・六〇九・道路課)……………2
 証紙売りさばき人の指定(六〇一〇・会計管財課)……………3
 証紙売りさばきの廃止の届出(六〇一一・会計管財課)……………4
 公告
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………4
 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(北秋田地域振興局農林部)……………4
 公安委員会告示
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(一〇九)……………4

生活環境課)……………4
 その他
 秋田県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告……………4
 秋田県告示第六百三十三号
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

登録番号 秋田県 第二百九号	肥料の種類 及び名称 混合有機質肥料 「米の精」肥料七号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量五・〇 リン酸全量一・〇 カリ全量一・〇	生 産 業 者 氏名又は名称 株式会社 サンワイズ	住 所 秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	登録の有効期間 平成十八年七月二十五日から 平成二十一年七月二十四日まで
----------------------	---------------------------------------	--	------------------------------------	-------------------------	--

秋田県告示第六百四号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十八年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第二条第一項の規定に基づき、公示する。
 平成十八年八月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 講習の期日及び場所
 (一) 期日 平成十八年九月四日(月)から同月二十日(水)まで
 (二) 場所 南秋田郡大潟村字南二丁目二番地 秋田県立短期大学部
 二 家畜の種類 牛
 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しないもの
 四 受講定員 三十五名
 五 受講に必要な書類

受講願書
 履歴書
 (二) 一 受講願書用紙の交付
 (一) 期間 土曜日及び日曜日を除き、平成十八年八月七日(月)から同月二十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
 七 受講願書の受付
 (一) 期間 土曜日及び日曜日を除き、平成十八年八月七日(月)から同月二十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 (二) 場所 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
 (二) 場所 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
 八 受講に要する経費
 額 二万七千円
 (二) 一 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により

納付する。
 九 講習についての問い合わせ先
 農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八八六〇一八〇九)
 秋田県告示第六百五号
 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十五回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月四日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所
 (一) 日時 平成十八年十月十三日(金) 午前十時から正午まで
 (二) 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田地方総合庁舎 六階 総

庁大会議室

二 試験科目

- (一) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (二) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 三 受験申し込みに必要な書類
- (一) 受験願書（採石法施行規則様式第九によるもの）
- (二) 履歴書（採石法施行規則様式第十によるもの）
- (三) 写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- 四 受験願書用紙の交付
 - (一) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び休日を除き、平成十八年八月七日（月）から同年九月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所

- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部資源工
ネルギー課
- 五 受験願書の受付
 - (一) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び休日を除き、平成十八年八月十四日（月）から同年九月二十二日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - (二) 場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部資源工
ネルギー課
- 六 受験手数料
 - (一) 額 八千円
 - (二) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 七 合格者の発表
 - 試験終了後十五日以内に合格者に合格証を送付するとともに、平成十八年十一月上旬に秋田県公報に合格者の受験番号を登載する。

八 開示請求の受付

- (一) 開示内容
科目別得点及び総合得点
- (二) 期間及び時間
土曜日、日曜日及び休日を除き、平成十八年十月十六日（月）から同年十一月十五日（水）までの午前九時から午後五時まで
- 九 試験についての問い合わせ先
産業経済労働部資源工ネルギー課 資源・採石・火薬班（電話〇一八 八六〇 二二八六）
- 秋田県告示第六百六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十八年八月四日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
一般国道			三百四十一号	鹿角市八幡平字長嶺三五番地三から字西館一 一 番地一 地先まで	一四・〇〇〇～三九・四〇	〇・一三八
				鹿角市八幡平字長嶺三五番地三から字西館一 一 番地一 地先まで	一四・〇〇〇～三九・四〇	〇・一三八
				鹿角市八幡平字長嶺三五番地三から字西館一 一 番地一 地先まで	一三・〇〇〇～一九・二〇	〇・一五四

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十八年八月四日から同月十七日まで

秋田県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年八月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
			A 由利本荘市矢島町立石字軽井沢六番三 地先から二二番四まで	二・五〇〇～三二・〇〇〇	〇・八七五

県道	旧		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
仁賀保矢鳥館合線	由利本荘市矢鳥町立石字草沢沢四五番一から字上貝喰四九番二まで	B	由利本荘市西目町出戸字孫七山三番一〇三から三番一〇一まで	" "	八・〇〇〇〇～三・〇〇〇〇	〇・一四〇
		一一・〇〇〇〇～九七・〇〇〇				
仁賀保矢鳥館合線	由利本荘市矢鳥町立石字草沢沢四五番一から字上貝喰四九番二まで	一一・〇〇〇〇～九七・〇〇〇	由利本荘市西目町出戸字孫七山三番一〇三から三番一〇一まで	" "	八・〇〇〇〇～三・〇〇〇〇	〇・一四〇
		二・四四〇				

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年八月四日から同月十七日まで

秋田県告示第六百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年八月四日

秋田県知事 寺田典城

県道	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
院内孫七山線	院内孫七山線	院内孫七山線	由利本荘市西目町出戸字孫七山三番一〇三から三番一〇一まで	" "	八・〇〇〇〇～三・〇〇〇〇	〇・一四〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年八月四日から同月十七日まで

秋田県告示第六百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年八月四日

秋田県知事 寺田典城

県道	旧新別		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)			
	新	旧							
小出金浦線	小出金浦線	小出金浦線	にかほ市中三地字久和田三番一地先から樋目野字下山四四番五地先まで	にかほ市中三地字久和田三番一	六・〇〇〇〇～二〇・〇〇〇	一・三三〇			
							にかほ市中三地字十文字五番一から金浦字立瀧四五番三まで	一一・〇〇〇〇～二二・五〇〇	一・八一〇
							にかほ市中三地字十文字五番一から金浦字立瀧四五番三まで	一一・〇〇〇〇～二二・五〇〇	一・八一〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課

期間 平成十八年八月四日から同月十七日まで

秋田県証紙条例(昭和三十三年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第六百十号

秋田県知事 寺田典城

大館市榎崎字上宅地	大館市榎崎字上宅地
大館市榎崎字上宅地	大館市榎崎字上宅地
大館市榎崎字上宅地	大館市榎崎字上宅地
大館市榎崎字上宅地	大館市榎崎字上宅地
大館市榎崎字上宅地	大館市榎崎字上宅地
大館市榎崎字上宅地	大館市榎崎字上宅地

北秋田地方連合猟友会 地四十一番地 十六日

秋田県告示第六百一十一号
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十八年八月四日

秋田県知事 寺田 典城
 売りさばきを廃止した者の事務所の所在地及び名称
 北秋田市脇神字佐助廿二十七番地二 北秋田地方連合猟友会

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月四日

- 一 申請のあった年月日 秋田県知事 寺田 典城
平成十八年七月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人留守家庭児童会 of the J-Village
- 三 代表者の氏名 菊地 浩子
- 四 主たる事務所の所在地 能代市萩の台一丁目二十八号 カン・ウッド能代支店の家庭児童会に記載された目的
- 五 定款に記載された目的 1)の法人は、保護者の就業等により適切な保護・保育が受けられない小学校低学年児童等に対し、適切な遊び及び生活増進計算書の要旨

の場を与え、安全指導等を行うことにより、地域の社会教育の推進と、児童の健全育成をはかることを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から申請があった新たな土地改良事業(維持管理事業)の施行について、平成十八年七月二十七日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年八月四日

秋田県知事 寺田 典城

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第109号
 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。
 平成18年 8 月 4 日

- 1 実施年月日 秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道
平成18年 9 月 8 日(金)午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 2 実施場所 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部3階第3会議室
- 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員 30人
- 5 受講申込みに必要な書類 (1) 受講申込書 2通 (2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものでする。
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。

- 6 受講申込み等 (1) 申込み用紙の交付 各受付場所において交付する。
- (2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除き、平成18年 8 月 4 日(金)から 9 月 5 日(火)までの午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、定員30人で締め切る。
- (3) 受付場所 住所地在管轄する県内の各警察署

7 講習手数料 6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

- 8 その他 (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全係(秋田中央警察署にあっては生活環境係)に問い合わせること。

よ の 世

秋田県市町村職員共済組合公告
 秋田県市町村職員共済組合定款5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。
 平成18年 8 月 4 日
 秋田県市町村職員共済組合理事長 川 口 博

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
負 担	4,395,184	14,299,335	138,878	167,246					
掛		4,262,697		167,126					

		正		誤	
ページ	段	行	誤	正	
平成十八年七月二十一日(第千七百九十五号)掲載の秋田県公安委員会告示第四百号(警備員指導教育責任者に係る講習会の実施)					
(原稿誤り)					
二	ページ表中	一	一三三〇九番四	一三〇九番三	
平成十八年七月二十一日(第千七百九十五号)掲載の秋田県公安委員会告示第四百号(警備員指導教育責任者に係る講習会の実施)					
(原稿誤り)					
五	中	一	一九一	一九一	一

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六〇〇五
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄